

## 1

### 家庭用合併処理浄化槽や雨水貯留タンクの 問 建設課 上下水道係 ☎ 85-8435 令和5年度 設置補助金の申請を受け付けています

令和5年度の家庭用浄化槽設置整備事業補助金・雨水貯留タンク設置補助金は、4月から申請を受け付けています。設置を検討している人は、建設課まで申し込んでください。

なお、予算の都合により、ご希望の時期に沿えないことがありますので、早めの申請をお願いします。

#### ■家庭用浄化槽設置整備事業補助金

▽対象 次の①～④をすべて満たす人

- ①家庭用の合併処理浄化槽（5人槽～10人槽）を設置すること。
- ②補助金交付決定後に着工し、令和6年3月10日までに設置完了すること。
- ③国庫補助指針及び町が定めた要綱基準に沿って設置すること。
- ④公共下水道事業認可区域※以外であること。  
※数年以内に下水道が整備される区域（建設課で確認できます）

人槽区分	補助限度額
5人槽	33万2,000円
6人槽・7人槽	41万4,000円
8人槽～10人槽	54万8,000円
単独処理浄化槽撤去費用	12万円
くみ取り便槽撤去費用	9万円
宅内配管工事費用	30万円

#### ■雨水貯留タンク設置補助金

▽対象 次の①～③をすべて満たす人

- ①貯留容量が100ℓ以上の雨水貯留タンクを町内に設置すること。
- ②補助金交付決定後に雨水貯留タンクを購入し、令和6年3月10日までに設置完了すること。
- ③町が定めた要綱基準に沿って設置すること。

▽補助金額

雨水貯留タンク購入費の2分の1以内  
(上限3万円)

## 2

### 家庭用浄化槽維持管理費補助金の申請期限は 9月30日までです

問 建設課 上下水道係 ☎ 85-8435

▽対象区域 公共下水道の未整備区域（建設課で確認できます）

▽対象者 次の①～⑤をすべて満たす人

- ①専用住宅または併用住宅に10人槽以下の合併浄化槽を設置していること。
- ②町税等の滞納がないこと。
- ③法定検査（11条検査）、法令で定められた保守点検や清掃を適正に実施していること。
- ④家庭用浄化槽の人槽区分及び使用人数が右表1に該当すること。
- ⑤補助対象経費（法定検査（11条検査）、保守点検及び清掃の費用）の合計が、使用人数に応じて右表2の金額以上であること。

▽補助金額 2万7,000円/年

▽申請期限 9月30日（土）

表1 人槽区分と使用人数

人槽区分	使用人数※1
5～6人槽	2人以内
7～8人槽	3人以内
10人槽	4人以内

※1 令和5年3月31日を基準として、当該浄化槽を使用する世帯の構成員（2世帯以上ある場合は合算した人数）。

表2 使用人数と補助対象経費の合計額

使用人数	補助対象経費の合計額※2
1人	43,740円
2人	60,480円
3人	77,220円
4人	93,960円

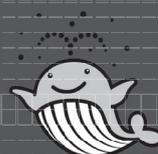
※2 令和4年度中に払った保守点検や法定検査費用の合計

宝くじ  
公式サイト

宝くじがネットで購入できる!

宝くじの収益金は、明るく住みよいまちづくりに使われます

宝くじ公式サイト | Q



有料広告

お問い合わせ先 | 宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)

# 交通安全 コラム

vol.49



## 自転車の交通ルールを守ろう！

自転車は、道路交通法上は「軽車両」となっており、違反すると罰則が科せられる場合があります。道路交通法で定められている自転車のルールを紹介します。

### 自 転 車 の 基 本

- 歩道と車道の区別がある道路では、自転車は車道通行が原則です。
- 一般的な車道では、自転車は、車道の中央から左側部分を、左端に寄って通行してください。

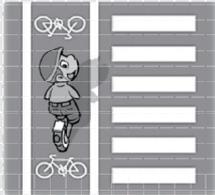


### 普通自転車が歩道を通行できる場合は？

- ・歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき 
- ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき
- ・道路工事や連続した路上駐車などがあり、安全確保のためやむを得ないとき

### 自転車で道路を横断するとき

- 道路を横断するときは、自転車横断帯を横断しなければなりません。
- 自転車横断帯がない場合、歩行者の通行を妨げないよう、自転車から降りて押して横断してください。
- 歩行者の通行を妨げるおそれがない場合は、自転車に乗ったまま通行できます。



### 自転車で歩道を通行するとき

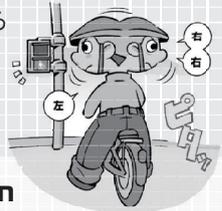
- 歩道の車道寄りの部分、または道路標識等により指定されている部分を徐行しましょう。
- 歩行者がいるときは、その通行の妨げとならないように一時停止するなどしてください。

#### ⚠ Attention

基山町内でも、小学生と自転車が歩道ですれ違う際、自転車の運転が危険なため、歩いている小学生が避けて通る場面が見受けられます。

### 信号に従う義務

- 対面する信号に従って通行します。
- 車道を進行する場合は、車両の信号機に従ってください。



#### ⚠ Attention

「歩行者・自転車専用」と表示された歩行者用信号機と自転車横断帯がある交差点では、歩行者用信号機に従わなければなりません。例：基山中学校南「牛会交差点」

## 強引な勧誘やキャンセル妨害も！

### 中古自動車の売却トラブルに注意

#### 実際に起こった事例

インターネットの一括査定サイトで中古車の査定を依頼したところ、5社から連絡があり、その中の1社が自宅へ査定に来た。「ドアに修理歴がある。事故車なので15万円だが、今日すぐに引き渡せば25万円で買い取る」と、強引に契約させられ、車を持って行かれた。

30分後に「他社と比較したいので車を戻してほしい」と伝えたが「今から返すのは面倒だ。他社にはこちらから連絡する」と言われ、車を返してもらえない。解約して車を取り戻したい。

(70歳代 女性)

(参考：独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報 第455号」)

## 消費生活コラム vol.45

注意したい悪徳商法や消費者トラブルについてお知らせします

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎ 85-8171

#### ひとこと助言

- ★車の売却は、特定商取引法によるクーリング・オフの対象外です。査定場で「今日なら高く買い取る」などと急かされても、一度冷静に考えましょう。
- ★複数の事業者からの査定額をしっかりと比較検討することが大切です。強引に売却を迫る事業者には「今回は査定をお願いしただけで、今は売らない」「他店の査定額と比べる」などと伝え、きっぱりと断りましょう。
- ★契約後は、原則として契約書の内容に従うこととなります。契約前に契約書をよく確認しましょう。特にキャンセル料の金額や発生時期の確認は重要です。
- ★困ったときは、すぐに消費生活相談窓口、もしくは、車買い取りの事業者団体である（一社）日本自動車購入協会（JPUC）の消費者相談窓口（0120-93-4595）にご相談ください。